

Title	康有為のシンガポール滞在(一九〇〇年)とその華人社会への影響に関する考察
Sub Title	A study on Kang Youwei's residence in Singapore in 1900 and its influence on the Chinese society
Author	持田, 洋平(Mochida, Yohei)
Publisher	三田史学会
Publication year	2017
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.87, No.1/2 (2017. 7) ,p.87(87)- 105(105)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20170700-0087

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

康有為のシンガポール滞在（一九〇〇年）と その華人社会への影響に関する考察

持田 洋平

はじめに

シンガポール華人社会史⁽¹⁾における近代という時代の大
きな特徴の一つとして、華人社会の中でナショナリズム⁽²⁾
が台頭することがあげられる⁽³⁾。シンガポール華人社会史
の多くの研究において、このような傾向が具体化する最
初の事例として、一九〇〇年における康有為のシンガポ
ールへの来訪と滞在が取り上げられている。

周知の通り、康有為は清朝内部の改革運動である戊戌
の変法運動において主導的な役割を果たした「維新派」⁽⁴⁾
の中心人物である⁽⁵⁾。彼は一八九八年の戊戌の政変後に海
外に逃亡した後、一九一三年に中国に帰還するまでの十
六年間に渡って、海外を転々としながら自らが主導する
「維新派」の宣伝と資金の獲得を目的とした活動を行っ

ており、またシンガポールを来訪する一年前の一八九八
年に、カナダのビクトリアで現地の支持者を集め、保皇
会⁽⁶⁾という「維新派」の中心的な政治組織を設立した。ま
た康有為は一九〇〇年二月にシンガポールをはじめて来
訪し、その後約七ヶ月間滞在した。

一九〇〇年の康有為のシンガポール滞在は、シンガポ
ール華人史を扱ったいくつかの先行研究において、「維
新派」の政治運動がシンガポール華人社会内で大きく展
開されていくきっかけとなった出来事として捉えられて
いる⁽⁷⁾。また康有為のシンガポール滞在自体についてもい
くつかの先行研究が存在しており、シンガポール滞在中
の康有為の行動に注目する形でその概要を整理している⁽⁸⁾。
このように康有為のシンガポール来訪をシンガポール
華人社会史上の重要な変化と見なす捉え方の史料的な根

掘として、馮自由の著作である『革命逸史』に収録された、胡漢民が一九三六年にシンガポールで行った演説があげられる。胡漢民はこの演説の中で、「革命派」が活動を始めると以前のシンガポール華人社会では、康有為が光緒帝との関係を利用してその政治活動を宣伝したことにより「維新派」とその支持者たちが強い影響力を有していたが、「革命派」が活動を始めたことにより華人はその誤りに気付き、次々と「革命派」を支持するに至ったと主張している。ここで強調されているのは、「革命派」台頭以前の華人社会における康有為ら「維新派」の優位性、「革命派」と「維新派」の対立的な関係性、および「革命派」の台頭による影響力の逆転という図式である。

このような図式は、胡漢民の一九三六年の演説を史料として採用しているシンガポール華人社会史の先行研究と共通する二つの特徴を有している。その一つは、華人社会のナショナリズムの展開を、華人社会に対する中国本土からの政治的関与という中国本土の政治の延長線にある問題として捉えたと共に、その端緒を「維新派」や「革命派」といった中国本土の政治的党派の活動と関係性に求める特徴である。もう一つは、「維新派」や

「革命派」といった中国本土の政治的党派に考察の主眼を置き、その二つの派閥から働きかけを受けて扇動・動員される受動的・従属的な立場として華人社会を捉える特徴である。言い換えると、シンガポール華人史のいくつかの先行研究は、シンガポール華人社会におけるナショナリズムの展開を考える際に、中国本土の政治的党派がシンガポール華人社会に対し強い影響を与えることがその始まりとなったと考えたことにより、その端緒である一九〇〇年の康有為のシンガポール来訪をこのような展開の始まりと見なしたといえる。

しかし、実際には一九〇〇年当時には胡漢民は海外を訪れておらず、また同盟会シンガポール支部もまだ設立されていなかった。したがって、この胡漢民の演説の情報は彼の実際の体験を話したものではなく、その史料的な信憑性は低いと言わざるを得ない。では、一九〇〇年における康有為のシンガポール滞在は、本当にシンガポール華人社会に何らかの影響を与え、華人社会のナショナリズムや「維新派」の政治活動が活性化するような契機となったのだろうか。この課題を精緻に検討するためには、まず先行研究が前述した二つの特徴を前提として議論を展開していたことに留意し、その制約から外れる

必要があるだろう。

本稿は、シンガポール華人社会史という研究領域に立脚することにより、この二つの特徴を批判的に乗り越えることをその目的とする。具体的には、シンガポール華人社会を中国本土の政治的党派とは異なる独自の主体性・自律性を有していた場として捉えると共に、シンガポール華人社会におけるナショナリズムの展開を、中国本土の政治的関係性の延長線上ではなく、シンガポール華人社会という独自の場における問題と捉える。これにより、一九〇〇年の康有為のシンガポール滞在という出来事がシンガポール華人社会に実際にどのような影響や変化をもたらしたのか（あるいはもたらさなかったのか）を精査すると共に、この出来事をシンガポール華人社会史の文脈に正しく位置付けることが可能となる。本稿はこのような問題意識に基づき、一九〇〇年の康有為のシンガポール滞在とその華人社会への影響について、シンガポール華人社会史という観点からその位置付けを再検討する。

史料について、まずイギリス植民省の行政文書である *Colonial Office Records* より、CO273, *Original Correspondence* や CO275, *Annual Department Reports of the*

Straits Settlements、またシンガポールで刊行された英語新聞である *Straits Times* と *Singapore Free Press*、中国語新聞の『叻報』と『天南新報』、さらに「革命派」の活動家であった宮崎寅藏⁽¹⁰⁾の自伝『三十三年の夢』などを用いた。

一、シンガポール華人社会と「維新派」の関係

十九世紀末のシンガポール華人社会は、それまで華人社会内で強い勢力を有していた秘密結社の社会的影響力が衰退すると共に、新たな世代の華人社会のリーダーが台頭していく時期であった。彼らは一定以上の教育を受け、社会ダーウィニズムの影響により「進歩」と「改革」を志向するという共通点を有しており、一八九〇年代後半から共通するメンバーでいくつかの社会的な活動を行った。これらの華人たちには、海峡植民地で出生し英語教育を受けた海峡華人と、中国本土で出生し伝統的な中国語教育を受けた華人の双方が含まれていた。この中で、英語教育を受けた海峡華人でありつつ、スコットランド留学から帰還した後に中国本土で伝統的な中国語教育を受けた華人たちとの交際を開始し、儒教や中国語にも関心を抱いていた林文慶⁽¹¹⁾は、これら一群の中心的な

人物として、海峡華人と中国本土出身の華人とを結びつける紐帯としての役割を果たしていた。⁽¹²⁾ 彼らが一九〇〇年までに行った社会的活動として、一八九六年における華人好学会⁽¹³⁾の設立と運営、一八九七年における *Straits Chinese Magazine* ⁽¹⁴⁾の創刊と刊行、一八九八年における辮髮切除活動⁽¹⁵⁾、一八九九年におけるシンガポール華人女子学校⁽¹⁶⁾の設立などがあげられる。彼と同じくこのメンバーの一人であった宋旺相⁽¹⁷⁾は、シンガポール華人社会史の沿革を述べた自著の中で、これら一群の人々を「地元の改革主義者たち (local reformers)」と呼称している。⁽¹⁸⁾

これら一群の人々の中には、康有為の支持者が含まれていた。その代表的な人物が邱菽園⁽¹⁹⁾である。彼は一八九五年に会試を受験するために北京に向かった際に、康有為・梁啓超らによる日清戦争の講和拒否運動に参加しており、シンガポールに移住してからも康有為ら「維新派」の積極的な支持・支援者であった。また林文慶も、親交のあった邱菽園の影響を受け、康有為の政治活動や儒教に関心を持っていた。ただし彼ら全員が康有為の支持者であった訳ではなく、たとえば宋旺相のように、この一群の中心人物でありながら「維新派」の政治活動に全く関心を有していない者も多数存在していた。また一

八九八年から一八九九年にかけて、辮髮切除活動とそれに起因する騒動が発生したことにより、この一群の人々と特にその中心人物であった林文慶は、華人社会内での支持と信用を大きく落とすこととなった。⁽²⁰⁾

続いて、シンガポールに來訪するまでの康有為の状況について述べる。戊戌の政変後の一八九九年に、康有為はカナダ・ロンドン・日本・香港などを転々と移動しながら逃亡を続ける状況にあった。更に、一八九九年十二月二十日に康有為および梁啓超に対して清朝より懸賞金がかけられ、彼らを捕獲もしくは殺害したものはその報奨金を獲得することができると公示された。⁽²¹⁾ 危険な状況におかれた康有為に対し、邱菽園は資金を送ると共に、自らの居住するシンガポールに避難することを勧めた。康有為はこれに従い、一九〇〇年一月に香港からシンガポールに向けて出発した。⁽²²⁾

二、康有為のシンガポール滞在

海峡植民地政庁 (Straits Settlements Government) はイギリス外務省 (Foreign Office) より康有為が一九〇〇年一月三十一日に香港からシンガポールに移動してくるという情報を得ており、また清朝より懸賞金をかけら

れているために彼が非常に危険な状況にあることを把握していた。⁽²³⁾ 康有為は二月二日にシンガポールに到着し、正式に植民地政庁の保護下に置かれた。⁽²⁴⁾ 清朝から懸賞金をかけられた状態にあつたうえ、シンガポール華人社会内で清朝の西太后が彼を殺害するために刺客を派遣したという情報が流れていたため、彼は偽名でシンガポールまで移動し、到着後は海峡植民地から提供されたシク教徒の警察により護衛された。⁽²⁵⁾ 彼が現地にて安全に滞在するため、邱菽園と林文慶は植民地政庁に積極的な協力を行った。邱菽園は康有為が居住するための家屋を提供し、また林文慶は植民地政庁側の意見を説明したり、植民地政庁の官僚とのインタビュに臨席するなど、⁽²⁶⁾ 康有為と植民地政庁との仲介としての役割を果たした。

康有為のシンガポール滞在に関して、清朝の駐イギリス公使（出使英国欽差大臣）であつた羅豊祿は駐シンガポール総領事（駐新加坡総領事）の羅忠堯を通して植民地政庁と交渉を行い、康有為に追放条令を適用し、イギリス領の植民地への滞在をできなくさせるよう要求した。⁽²⁸⁾ 植民地政庁はこの要求を退けたが、同時に林文慶や植民地政庁の官僚を通して、より安全な地域へ早急に移動するように康有為に要求し、またその安全な移動のために協

力する準備があると説明した。⁽²⁹⁾ 羅豊祿は同時に、イギリスの首相（Prime Minister）兼外務大臣（Secretary of State for Foreign Affairs）であつたロバート・ガスコイン＝セシル（Cecil, Robert Arthur Talbot Gascoyne）に対し、康有為の海峡植民地における滞在を認めないよう要求したが、康有為が現地で何らかの違法な活動を行っていない限り彼のシンガポール滞在を拒否することはできないとして同様に拒否された。⁽³⁰⁾ これらの交渉の結果、二月二十三日の *Straits Times* 紙上で、彼は清朝からの刺客を避けてヨーロッパに向かうため、P. & O. (Peninsular and Oriental Steam Navigation Company) の郵便船に乗り、シンガポールを離れたと報道された。⁽³¹⁾

しかしシンガポール華人社会内では、康有為が二月二十三日以降もまだシンガポールに留まっているという噂が根強く存在していた。この噂は、乗船したのは康有為とは異なる人間であり、実際には康有為はいまだに邱菽園の家屋で居住していることを示唆する内容であつた。⁽³²⁾

この噂を紙上で報道した *Straits Times* 紙が、その真相を探るべく林文慶に対しその真偽を質問したところ、林文慶はその質問に対する返信の書簡の中で、この噂は事実であり、自らも協力して公衆を欺いた事を遠回しに認

めた。⁽³³⁾

三月二十二日に、*Straits Times* 紙の記者であるアーノット・レイド (Arnot Reid) が、康有為にインタビュースべく、彼が居住しているとされる邱菽園の家屋を訪ねた。レイドはシク教徒の護衛に阻まれ、康有為本人との面会はかなわなかったが、康有為が現在も邱菽園の家屋にて居住し、植民地政庁により提供された武装したシク教徒の警察に護衛されていると推察した。⁽³⁴⁾ また同紙の三月二十四日の記事で、ある華人から得た情報として、昨日レイドが面会した華人の一人の正体は林文慶であり、彼は辮髪をつけて少量の粉末を使い、老齢の医師に変装したと報道された。⁽³⁵⁾ 同紙はこの続報として、三月二十六日に公表された記事の中で、レイドの観察眼を信じ、老齢の医師は本当にアメリカとイギリスで生活している華人であり、林文慶ではなかったと結論付けた。⁽³⁶⁾ この件に関して、植民地政庁の知事 (Governor) であったスウェッテナム (Swettenham, J. A.) が警察部長 (Chief Police Officer) の報告書を引用して説明を行っている。これによれば、前述した噂の内容は誤りであり、実際には件の人物は一八七〇年代に清朝の駐アメリカ副公使 (出使美国副欽差副大臣) を務め、戊戌の変法中に康有為ら

に協力し、戊戌の政変後に上海租界に亡命した容閑 (Yeong Wing) という人物であり、康有為に面会するためにシンガポールを来訪していたという。⁽³⁷⁾

康有為がシンガポールにまだ滞在しているという情報が *Straits Times* 紙などの英字新聞にて報道されたことにより、華字新聞にも関連する記事が掲載された。

『叻報』は一九〇〇年三月二十四日に「不得不言」という記事を掲載し、康有為がいまだシンガポールに滞在しているという情報を以前より知っていたと認めたとうえで、彼の滞在はシンガポールの大局に関わりのない些細な問題であり、その事実を最後まで隠し通すことは出来ないであろうと判断したために報道しなかったと釈明した。⁽³⁸⁾

さらに、邱菽園の康有為への協力を巡って、華字新聞間のいさかいが発生した。この騒動は、*Straits Times* 紙が一九〇〇年四月五日に、前述した邱菽園の福建にいる家族が清朝によつて逮捕されたという内容の記事を掲載したことに始まり、⁽³⁹⁾ これに対し、邱菽園および『天南新報』は四月七日に *Straits Times* 紙に英文の書簡を送り、自紙の関係者の中に親族が逮捕されたものは一人も存在しておらず、前述した記事の内容は誤りであると述べた (この書簡は四月七日に *Straits Times* 紙上に

て翻訳・転載された⁽⁴⁰⁾。同日に『天南新報』はこのことに関する記事を発表し、前述した *Straits Times* 紙の記事のようなデマが生まれる原因となったのは「シンガポールのある新聞」が誤った内容の記事を掲載し、これを信じた人がデマを流したことにより、この新聞は事実を伝えなかったばかりか、その後の訂正も行おうとしない⁽⁴¹⁾と非難した。これに対し、『叻報』は四月九日にこの返答となる記事を掲載し、『天南新報』が言うところの「シンガポールのある新聞」が自紙を指しており、また「誤った内容の記事」とされているものが一九〇〇年二月十六日に掲載された「被累傳聞」という記事であると断定したうえで、この記事は実際には幾人かの華人商人の家族がその本籍地である福建省漳州府海澄縣において逮捕されたという風聞がシンガポールで流れていることを述べたのみであり、邱菽園の家族が逮捕されたと伝えた訳ではないと釈明した⁽⁴²⁾。この記事に対して、『天南新報』は直接的な返答を行っていない。一連のいさかいについて、『叻報』二月十六日の記事が非常に曖昧な書き方をしたことが直接的原因となったことは事実であるろう。ただし、このことは同時に、邱菽園が康有為に協力したためにその家族がその本籍地である福建省において

て官憲に逮捕されたという噂がシンガポール華人社会内で流布していたことを示唆する。

ここまで述べた内容をまとめる。まず康有為の保護について、植民地政庁が中心となって行っており、林文慶らごく少数の華人がそれに協力していた。また康有為のシンガポール来訪の目的は自らの安全を確保できる滞在先を求めることにあつたため、シンガポール華人に対して自らの政治運動の積極的な宣伝を行おうとしなかった。次に、華人社会内で流れる噂の存在に注目したい。海外亡命中の康有為が清朝より懸賞金をかけられ、刺客からその命を狙われているという噂は、華人社会の中で広く流布していた。これが事実であつたか否かは不明である⁽⁴³⁾。しかし、康有為に関する多くの噂が流布していたことは、彼が中国国内政治上の重要人物かつ清朝から追われている危険な人物として華人社会から注目されていたことを裏付けるものであるだろう。

また、流布していた噂の対象は康有為のみならず、彼の協力者であつた邱菽園・林文慶も含まれていた。これらの噂について、既に述べたものに加え、たとえば *Straits Times* 紙の一九〇〇年六月二十二日の記事で、光緒帝が復位する際に、康有為がシンガポールの友人（こ

康有為のシンガポール滞在（一九〇〇年）とその華人社会への影響に関する考察

れは林文慶を指すものと思われる)を宮廷(医師・助言者として伴い、中国本土に帰還するであろうという噂が流れていたことが報道されていた。⁽⁴⁴⁾これらの噂に関する報道は、康有為のみならずその協力者に対して、華人社会の関心と警戒が集まっていたことを明らかにしている。

さらに、後年における「革命派」の手による記述では、一九〇〇年の康有為のシンガポール滞在を契機として、康有為ら「維新派」の政治組織である保皇会シンガポール支部が設立され、邱菽園らが会長となったと主張されている。⁽⁴⁵⁾一部の先行研究は、これらの史料の記述を根拠として、保皇会シンガポール支部が実際に創設されたと判断している。⁽⁴⁶⁾しかし管見の限りでは、康有為のシンガポール滞在中にこれほど多くの噂が流布していたにも関わらず、保皇会シンガポール支部が設立されたということを示唆する同時代史料の記述は一切存在していない。そもそも前述したように、康有為は自身の安全の確保を最優先しており、支持者獲得のための宣伝活動すら行っていないかった。そのため、この時期に保皇会シンガポール支部が実際に設立されたと考えることは難しい。

三、「革命派」のシンガポール来訪

新聞報道などを通じ、康有為のシンガポール滞在に関する情報が海外に伝達されるにつれ、それに伴う幾つかの事件が発生した。その一つが、康有為と面会するためにシンガポールを訪れた日本人、宮崎寅蔵と清藤七郎の逮捕と海峡植民地からの追放という事件である。宮崎ら二人は孫文ら「革命派」の熱烈な支持者・支援者であり、シンガポールを訪れ康有為との面会を求めたが、植民地政庁は彼らを康有為の暗殺を目的として清朝から派遣された刺客であると判断し、警察を動員して逮捕・投獄した。一九〇〇年七月十二日に彼らは英領植民地からの五年間の追放という処罰を受け、釈放された。⁽⁴⁷⁾

また「革命派」の首領である孫文もシンガポールを来訪している。知事であるスウェッテナムの報告によれば、孫文がシンガポールを訪れた目的は、彼ら「革命派」の広東における蜂起に康有為ら「革命派」を協力させることにあり、康有為との面会を希望していたが、結局彼はその目的を果たせず、宮崎らと同様に佐渡丸に搭乗させられシンガポールを去ることとなった。⁽⁴⁸⁾

この二つの事件に関して、宮崎寅蔵自身による回想録

である『三十三年の夢』の中に、関連する記述が存在する。⁽⁴⁹⁾これによれば、宮崎寅藏は一八九八年の香港にて康有為とはじめて面会しており、その際に彼は孫文ら「革命派」の活動に康有為を協力させようとする意図を持つ必要があると考え、彼と面会し、日本に亡命するよう説得した。⁽⁵⁰⁾その後、孫文は「革命派」の活動（特に広東省における蜂起）を実行するうえで、康有為ら「維新派」の協力を得る必要があると考え、まず宮崎らをシンガポールへと派遣し康有為を説得させ、後に孫文自身もシンガポールに向かい、宮崎らと落ち合うという計画を立てた。⁽⁵¹⁾

宮崎らはシンガポールに到着した後、邱菽園と面会し、康有為との面会の手続きを依頼した。しかし、邱菽園を通して届けられた康有為からの返事は、植民地政庁の監視が厳しかったため彼らとの面会は難しく、もし面会でなければ邱菽園よりはなむけの金を受け取るよう求める内容であった。この書簡の内容や知己であった日本人から聞いた話から、宮崎は自らが康有為から清朝の刺客ではないかと疑われたと考えて激昂し、康有為に書簡を送り、この書簡を以て康有為と訣別すると通達した。⁽⁵²⁾

その後、宮崎ら二人の宿に植民地政庁の警察が訪れた。

警察により二人の名前の確認と持ち物の検査が行われ、所持していた日本刀二本と多額の金銭が発見されたことにより、彼らは逮捕・投獄された。宮崎は獄中で審問を受け、多額の金銭と日本刀を所持していた理由などを詰問され、それに答えた。翌日、宮崎ら二人は植民地政庁の知事であるスウェットナム自身より幾つかの質問を受けることとなった。スウェットナムは孫文など「革命派」の人々を知っているか、また宮崎ら自身が「維新派」の首領たる康有為を暗殺しようとする清朝の刺客ではないのか、などの質問を行い、宮崎らはそれらの質問に対し答えた。最終的に、宮崎ら二人はシンガポールより五年間の追放を命じられ、香港に向かう佐渡丸に乗りシンガポールを離れることとなった。⁽⁵⁴⁾

前述した植民地政庁の記録と宮崎による記述とを参照することにより、以下の点を確認できる。第一に、この時点における「革命派」の活動目的は広東省の蜂起を成功させるために、康有為および「維新派」と協力することであり、後年の同盟会シンガポール支部の活動のように、自らの政治活動に華人社会の支持を集めることを目的としていなかった。第二に、この時点における「維新派」と「革命派」の関係は、一九〇〇年代後半における

「革命派」と「維新派」の対立状況のように敵対的なものではなく、むしろ孫文ら「革命派」は康有為ら「維新派」と協力しようとしていた。また、ここまで述べてきた史料の内容と、最初に引用した胡漢民の演説の中で述べられていた「革命派」と「維新派」との対立的な関係性を強調する記述を比較した際に、後者に二つの誤りが存在することが分かる。一つは、一九〇〇年当時のシンガポール華人社会において、孫文ら「革命派」は康有為ら「維新派」との協力を模索しており、敵対的な関係になかったこと、もう一つは康有為と同様に、孫文らも華人社会からの支持の獲得を目的とした宣伝活動を行わなかったことである。

さらに、この事件の六年後、一九〇六年に結成される同盟会シンガポール支部の創設者の一人である陳楚楠は、後年に自身が行った講演の中で、孫文が植民地政庁に拘束された際に、林文慶は植民地政庁との交渉を担当し、その解放のために尽力したと述べている。⁽⁵⁵⁾ただし、植民地政庁の記録には、この問題に関して林文慶が関与したことを示す明確な根拠となる記述は存在せず、陳楚楠も自身がどのような経緯によりこのことを知ったのかという点を説明していない。この事件に関して、林文慶が公

的な史料に残らないような形で何らかの関与を行った可能性が全くない訳ではないが、極めて低いと思われる。

さて、日本人二人の逮捕と孫文のシンガポール来訪という二つの事件は、康有為のシンガポール滞在に関する情報が海外にまで伝わった事に起因するものであり、このような状況下では、康有為にとって既にシンガポールが安全な滞在场所でないことは明らかであった。康有為は七月二十六日に、刺客による暗殺を避けるという目的によりシンガポールを離れ、マレー半島西岸のタンジュン・トゥアン (Tanjung Tuan) に移動した。⁽⁵⁶⁾なお *Straits Times* 紙の八月三日の記事にて、康有為が数人の友人と共に中国に向かったという噂が華人社会内で流れていることが報道された。⁽⁵⁷⁾康有為の去就が、最後までシンガポール華人社会内で注目を集めていたことを示すものであろう。

四、シンガポール華人社会への影響

ここまで述べた内容から、康有為のシンガポール滞在の華人社会への影響に関して検討しよう。まず、康有為のシンガポール滞在の主要な目的は自身の安全の確保にあり、華人社会に対する積極的な宣伝活動などを行って

いなかった。また康有為の支援者であった邱菽園・林文慶らについても、康有為の滞在中に彼らが果たした役割は主に植民地政庁による保護への協力に留まっており、

「維新派」の政治活動の宣伝に協力した訳ではない。康有為の安全の確保という目的を考えるのであれば、邱菽園・林文慶らが康有為の存在やその政治的な問題を強調する効果を発揮しかねない宣伝活動を行わなかったということは当然であろう。さらに、康有為との交渉を求めてシンガポールを訪れた孫文ら「革命派」も、康有為と同様に積極的な宣伝活動を行っていないかった。

次に、康有為の保護に協力したのは植民地政庁と邱菽園・林文慶らごく少数の康有為の支持者のみであり、シンガポール華人社会の中で康有為を支持・支援しようとする社会的な運動が行われることはなかった。そのため、シンガポール来訪後に彼の保護に積極的に参加しようとする人々が増加したわけではなく、また「維新派」の政治団体の設立や「維新派」の支持者の増加なども確認できない。既に述べたように、康有為とその支持者であった邱菽園・林文慶に関する多くの噂が流布したことは、康有為に対する華人社会の注目が非常に大きいものであったことを裏付けるものである。しかし、その関心は康

有為を支持しようとする方向に向かうことはなく、むしろ彼とその支援者を警戒するか、もしくは危険視するような意味合いを含むものであり、そのような噂はかえって彼らに不利な影響を与えることとなった。すなわち、一九〇〇年の康有為のシンガポール滞在は、シンガポール華人社会内で「維新派」の支持者を拡大させるような影響を与えた訳ではなかった。

さらに、一九〇〇年時点では「維新派」と「革命派」は対立的な関係ではなかった。孫文や宮崎滔天ら「革命派」は一九〇〇年当時において、康有為ら「維新派」との協力を模索している状況にあり、また彼らは共に華人社会に対する宣伝活動などを行っていなかったため、華人社会内の支持を巡って争う必要もなかった。すなわち、華人社会内の支持を巡る「革命派」と「維新派」の対立的な関係性は、一九〇〇年の時点ではまだ顕在化していなかったのである。

これらの内容をまとめるに、一九〇〇年の康有為のシンガポール来訪が、華人社会におけるナショナリズムの台頭を促進するような直接的な影響を与えたと考えるところはできない。この時点で康有為や孫文らと直接接触したのは、植民地政庁および林文慶らごく少数の華人たち

に限られており、華人社会の大多数は彼らを警戒し、様々な噂を流したが、直接的な関わりを持つとしなかったのである。

おわりに

本稿は、一九〇〇年における康有為のシンガポール来訪という出来事がシンガポール華人社会という場実際に与えた影響や変化について、シンガポール華人社会という場に注目する観点から考察を行い、結果としてこの出来事が華人社会におけるナショナリズムの台頭につながるような大きな影響を与えた訳ではなかったことを明らかにした。最後に、冒頭の問題設定に戻りたい。

本稿の冒頭で、シンガポール華人社会史に関する先行研究の多くが、華人社会のナショナリズムの展開という問題を中国本土の政治の延長線上にある問題として捉えたうえで、中国の政治的党派の活動や関係性に注目し、そこから働きかけを受けて自在に扇動・動員される受動的・従属的な立場として華人社会を捉えるという特徴を共有しており、このような傾向が具現化される最初の出来事として一九〇〇年の康有為のシンガポール滞在を捉えていることを述べた。すなわち、このような特徴は決

して本稿で扱った一九〇〇年の康有為のシンガポール滞在に関する研究のみに存在するものではなく、むしろシンガポール華人社会におけるナショナリズムの台頭の歴史的展開に関する大多数の先行研究にて共有されている⁽⁵⁸⁾。そして、本稿の検討の結果、その端緒とされてきた出来事には実証的な裏付けが取れないことが確認された。この結論は、単にこの出来事のみならず、シンガポール華人社会におけるナショナリズムの展開という問題に関するこのような特徴自体についても再考することを促すものである。

前述した特徴が先行研究の多くに共通している理由を考えると、それらの研究が華人社会におけるナショナリズムの展開という問題を二つの固定化された観点で捉えている点をあげることができる。その一つは、この問題がそもそもは中国という国家に由来し、そこから伝播してきたと捉える観点であり、もう一つは、それが政治的な活動に限定された問題であると捉える観点である。この問題は、いわば「祖国」と「政治」に関係する問題として理解され、議論されてきたといえる。

しかし、このような固定化された捉え方はあまりに狭窄であろう。華人社会のナショナリズムは中国本土から

の影響という一方的関係性により創出されたものではなく、植民地宗主国たるイギリスと祖国たる中国、生活の場としての華人社会などから多様な影響を受けながら、シンガポール華人社会という場の需要に沿って創出されたものであった。たとえば本稿でも扱った林文慶は、その一つの典型である。そして、彼らのナショナリズムは政治活動のみならず、文化活動や社会活動など様々な形で展開され、またそれらの多様な活動の中で「ネイションとしての華人」という概念自体も徐々に普及していったのである。⁽⁵⁹⁾

本稿の議論は、シンガポール華人社会におけるナショナリズムの展開という問題を「祖国からもたらされた政治的関係性」という限られた視角から議論しようとする捉え方の限界をはっきりと示すと共に、より広範な視角からの議論、すなわちイギリスと中国双方との関係性を受けつつも、独自の主体性・自律性を持つ場としての華人社会の視点に立ち、その内部に存在した多様な文化・政治・社会活動を通して語ることの必要性をも示すものである。またこのような視角をとるのであれば、一九〇〇年の康有為のシンガポール滞在という出来事自体についても、その背景となる当時の華人社会と植民地政庁・

清朝・中国の政治活動家らの複雑かつ緊張に満ちた関係性を映し出す、貴重な事例の一つとして新たな評価を与えることも可能となるであろう。

このような視角からシンガポール華人社会におけるナショナリズム台頭の歴史的展開について考察するためには、この事例のみならず、他の事例と比較しながらより長期的なスパンでその実情を明らかにしていくことが必要となる。この点を今後の課題としたい。

註

(1) 「華人」という用語について、本稿では国籍や帰属意識などによる区分〔華僑〕・「華人」・「華裔」の使い分け(など)を行わず、海外に居住する中国系移民一般 (Overseas Chinese) を指すものとして用いる。また海峡華人 (Straits Chinese) という用語について、海峡植民地で出生した華人を指すものとして用いる (中国本土で出生した華人はこれと対比をなす)。

(2) ナショナリズムやネイションといった概念について、本稿では特にアンダーソンとブルーベーカーの議論 (ベネディクト・アンダーソン『定本 想像の共同体—ナショナリズムの起源と流行—』(白石隆・白石さや(訳)書籍工房早山、二〇〇七〔原書一九九二〕年、二二—二六頁、Brubaker, Rogers, *Nationalism Revisited* : Nation-

hood and the National Question in the New Europe, Cambridge: Cambridge University Press, 1996, pp. 3-8) を参照し、いわゆる本質主義的ナショナリズム研究と構築主義的なその双方がネーションを实体化された集団として捉えているという問題を意識したうえで、ネーションという用語について、近代以降に西洋の影響を受けて成立した、いくつかの共通する要素(出身地域・言語・文化・身体的特徴など)を備えた均質なメンバーにより構成され、明確な枠組を持つとされた想像上の文化的共同体という意味で用いる。またナショナリズムという用語について、ネーションという概念を利用して行われる多種多様な活動・運動・イベントなどの総称という意味で用いる。

- (3) ベネディクト・アンダーソン(糟谷啓介・高地薫ほか訳)『比較の亡霊―ナショナリズム・東南アジア・世界―』作品社、二〇〇五(一九九八)年、二二―二三頁、田中恭子『国家と移民―東南アジア華人世界の変容―』名古屋大学出版会、二〇〇二年、三三―三五頁。

- (4) 「維新派」という用語について、康有為および保皇会に代表される、中国の国家的危機を救済するために清朝の改革を目的とする政治勢力を指すものとして用いる。

- また「革命派」という用語について、孫文や興中会、同盟会などに代表される、清朝を打倒し新たな政府を樹立することを目的とする政治勢力を指すものとして用いる。

- (5) 康有為の経歴や思想について、複数の言語による膨大な先行研究が存在しているが、本稿では特に以下の研究

を参照した。小野川秀美『清末政治思想研究』みすず書房、一九六九年、八六―一五七頁、坂出祥伸『中国近代の思想と科学』同朋舎出版、一九八三年、坂出祥伸『康有為―ユートピアの開花―』集英社、一九八五年、島田虔次『辛亥革命期の孔子問題』小野川秀美・島田虔次(編)『辛亥革命の研究』筑摩書房、一九七八年、三―三五頁、竹内弘行『後期康有為論―亡命・辛亥・復辟・五四―』同朋舎、一九八七年、竹内弘行『中国の儒教的近代論』研文出版、一九九五年、竹内弘行『康有為と近代大同思想の研究』汲古書院、二〇〇八年、村田雄二郎『孔教と淫祠』『中国―社会と文化』七号、一九九二年、一九九―二一八頁、村田雄二郎『康有為と孔子紀年』孔祥吉・村田雄二郎『清末中国と日本―宮廷・変法・革命―』研文出版、二〇一一年、二二―二五二頁。唐文明『数教在寛―康有為孔教思想申論』北京・中国人民大学出版社、二〇一四年、湯志鈞『康有為伝』台北・台湾商務印書館、一九九七年、馬洪林『康有為大伝』瀋陽・遼寧人民出版社、一九九八年。また康有為ら「維新派」の儒教運動や政治活動について、前述した研究に加え、以下の研究を参照した。蕭橘『清朝末期の孔教運動』中国書店、二〇〇四年、森紀子『転換期における中国儒教運動』京都大学学術出版会、二〇〇五年、一六六―一八二頁。桑兵『庚子勤王与晚清政局』北京・北京大学出版社、二〇〇四年、張玉法『清季の立憲团体』北京・北京大学出版社、一九七一年、一六九―二九九頁、湯志鈞『康有為与戊戌変法』台北・中央研究院近代史研究所、一九八

四年、范玉秋『清末民初孔教運動研究』青島：中国海洋大学出版社、二〇〇六年、二三―一一頁。

- (6) 保皇会は、一八九九年に康有為の指導のもとにカナダのビクトリアで設立された「維新派」の政治団体であり、他の海外華人社会でいくつもの支部が設立された。高偉濃『二十世紀初康有為保皇会在美国華僑社会内的活動』北京：学苑出版社、二〇〇九年、二九―四二頁、湯志鈞、前掲書、一九九七年、三二〇―三四二頁、張玉法、前掲書、一九七一年、二三四―二九九頁。

- (7) Chew, Ernest C. T. and Lee, Edwin (eds.), *A History of Singapore*, New York: Oxford University Press, 1991, pp. 67-68; Turnbull, C. M., *A History of Modern Singapore 1819-2005*, Singapore: National University of Singapore, 2009, p. 121; Yen, Ching Hwang, *The Overseas Chinese and the 1911 Revolution, with Special Reference to Singapore and Malaya*, Kuala Lumpur: Oxford University Press, 1976, pp. 154-155; Yen, Ching Hwang, *Community and Politics: The Chinese in Colonial Singapore and Malaya*, Singapore: Times Academic Press, 1995, pp. 213-214; Yong, C. F. and Mckenna, R. B., *The Kuomintang Movement in British Malaya, 1912-1949*, Singapore: Singapore University Press, 1990, pp. 7-8.

- (8) Wang Gungwu, *Chinese Reformists and Revolutionaries in the Straits Settlements 1900-1911*, Unpublished BA Honours Thesis, Singapore: University of Malaya, 1953, pp. 13-16, 38-37-40, 53. 黄賢強『跨域史学：近代中国与

南洋華人研究的新視野』厦門：厦門大学出版社、二〇〇八年、一六八―一八一頁、張克宏『亡命天南的歲月：康有為在新馬』クアラルンプール：華社研究中心、二〇〇六年、李元瑾『1900年康有為在新加坡的处境』『華洲文化』七、一九八六年、三一―八頁。

- (9) 馮自由『革命逸史』北京：中華書局、一九八一「初版一九四二」年、第五集、二〇九―一一頁。

- (10) 宮崎寅藏は、「革命派」の活動家であった日本人であり、白浪庵滔天と号した。一八七一年に肥後国玉名郡荒尾村にて出生し、キリスト教に傾倒した後、兄の弥藏の影響を受け中国国内政治に関心を持った。一八九七年に横浜にて孫文に面会してその思想に心酔し、以後「革命派」の活動に対し積極的な協力・支援を行った。一九〇二年には自身の半生記である『三十三年の夢』を出版するなど、著述活動も活発に行った。一九二二年に死去。宮崎滔天（著）島田虔次・近藤秀樹（校注）『三十三年の夢』岩波書店、一九九三（初版一九〇二）年、四五六・四五九―四六七頁。

- (11) 林文慶 (Lim Boon Keng) は、字は夢琴、福建幫の海峡華人。一八六九年にシンガポールにて出生し、英語学校などで教育を受けた後に、一八七九年にラッフルズ学院に入学し、奨学金 (Queen's Scholarship) を獲得した。一八八七年にスコットランドに留学、エディンバラ大学で医学を勉強し、一八九二年に医学内科学士と外科修士の学位を獲得した。一八九三年にシンガポールに帰還した後、医業により生計を立てつつ、思想を共有する同志

と共に様々な社会改革活動を主導した。また一九〇〇年における海峡英国籍華人協会 (Straits Chinese British Association) の設立の際に協力し、一九〇六年には会長に選出された。さらに一八九五年に立法評議会 (Legislative Council) の非官職議員に選出され、一八九八年・一九〇一年にも再度選出されたほか、治安判事 (Justice of the Peace)、市政局 (Municipal Commission) や華民参事局 (Chinese Advisory Board) の委員など、植民地政庁の華人統治に関わる官職を歴任し、一九一八年には大英帝国勳章 (O. B. E.) を授与された。一九五七年に死去。持田洋平「シンガポール華人社会の近代の始まりに関する一考察―林文慶と辯髪切除活動を中心に―」『華僑華人研究』九号、二〇一二年、一―一七頁。Song, Ong Siang, *One Hundred Year's History of the Chinese in Singapore*, Singapore: Oxford University Press, 1984 (1923), p. 238. 李元瑾『林文慶的思想：中西文化的匯流與矛盾』シンガポール：新加坡亞洲研究学会、一九九〇年、二一・一八五頁。

- (12) 持田洋平、前掲論文、二〇一二年、一―一七頁。
- (13) 華人好学会 (Chinese Philanthropic Society) は、一八九六年に林文慶らにより設立された団体であり、政治・社会・歴史などの問題に関する講演や討論を行う一種の勉強会であった。持田洋平、二〇一二年、前掲論文、二二頁。
- (14) *Straits Chinese Magazine* は、一八九七年に林文慶らにより創刊された英字雑誌であり、海峡華人により執筆

された記事・論文が多く掲載された。持田洋平、二〇一二年、前掲論文、二二頁。

- (15) 辯髪切除活動は、林文慶を中心とした参加者が自発的に辯髪を切除することを目的とした活動であり、一八九七年の年末に計画されたが、実行に移す前に露見してしまい、その是非を巡って一八九八年から一八九九年にかけてシンガポール華人社会内が大きな騒動が巻き起こることとなった。持田洋平、二〇一二年、前掲論文、一三―一八頁。

- (16) シンガポール華人女子学校 (Singapore Chinese Girls' School) は、一八九九年に林文慶らにより設立されたシンガポール最初の華人女子学校であり、華人女子の生徒に対しマレー語・英語・中国語・音楽・裁縫・料理などの科目の教育を行った。Singapore Free Press, 24th April, 1899, "Singapore Chinese Girls' School." 『天南新報』一八九九年四月二十四日、「倡興女教」。一八九九年四月二十五日、「辦理女学堂芳名錄」。Yen Ching Hwang, *op. cit.*, 1995, p. 250. 崔貴強「新加坡華人：從開埠到建國」シンガポール：新加坡宗鄉會館聯合總會・教育出版私営有限公司、一九九四年、一六〇頁。

- (17) 宋旺相 (Song Ong Siang) は、一八七一年にシンガポールで出生した福建幫の海峡華人。ラッフルズ学院などで英語教育を受けた後に、奨学金 (Queen's Scholarship) を獲得し一八八八年にイギリスに留学、ミドル・テンブル法曹院で法律を、またケンブリッジ大学ダウニング・カレッジで文学を学び、一八九三年に法学士およ

び文学士の学位を獲得する。同年にシンガポールに帰還し、古い学友であったジェームス・エイトケン (James Aitken) と共にエイトケン・旺相法律事務所 (Legal Firm of Aitken & Ong Siang) を創設し、弁護士として活動した。また林文慶らと共に社会活動を行い、『*Straits Chinese Magazine*』の創刊や華人好学会の設立にも関わった。一九二三年には、シンガポール華人社会史に関する著名な書籍『*One Hundred Years' History of the Chinese in Singapore*』を出版した。一九四一年に死去。持田洋平、前掲論文、二〇二二年、三八頁。柯木林 (編)『新華歴史人物列伝』シンガポール：教育出版私営有限公司、一九九五年、三八頁。

(18) Song Ong Siang, op. cit., 1923, p. 434.

(19) 邱菽園 (Khoo Seok Wan) は、名は煒愛、字は萱娛、号は菽園、星洲寓公など。一八七四年十一月十日に福建省漳州府海澄縣にて出生し、伝統的な中国語教育を受け、一八九四年に郷試に合格する。一八九五年に会試のため北京に向かうも不合格となり、またその際に康有為・梁啓超らと共に日清戦争の講和拒否活動に参加した。一八九六年にシンガポールに移動すると共に、父親である邱正忠の死去に伴いその莫大な遺産を相続した。彼は林文慶らと共にその社会運動に参加したほか、一八九八年には華字新聞『*天南新報*』を刊行開始した。一九〇七年に破産。また彼は詩人としても著名であり、二冊の詩集を出版した。一九四一年に死去。持田洋平、前掲論文、二〇二二年、三八頁。柯木林、前掲書、一九九五年、一〇

三頁、邱新民『*邱菽園生平*』シンガポール：勝友書局、一九九三年。

(20) 持田洋平、二〇二二年、前掲論文、一三一―一八頁。

(21) 朱寿朋 (編)『*光緒帝東華錄*』北京：中華書局、一九五八年、第四冊、四四五―四四頁。

(22) 沈芝盈 (編)『*康南海自編年譜*』北京：中華書局、一九九二年、七二―七三頁。

(23) CO273, 264, 3369, "Chinese Refugee, Kang Yu Wei."

(24) *Straits Times*, 3rd February, 1900, untitled article.

(25) *Straits Times*, 5th February, 1900, "Guarded By Police," 10th February, 1900, "Kwan Hu Wei interviewed," CO273, 256, 4221, "Kang Yu Wei."

(26) CO273, 256, 8760, "Kang Yu Wei."

(27) 追放条令 (Banishment Ordinance) は、植民地統治上で特に危険であると判断された人物を、植民地政庁の知る権限により海峡植民地から追放することを可能とする条令。もともとは治安維持条令 (Ordinance for the Peace Preservation) の一条項であったが、一八八八年に単独の条令として發布された。篠崎香織「シンガポールの海峡華人と「追放令」―植民地秩序の構築と現地コミュニティの対応に関する一考察―」『東南アジア 歴史と文化』三〇巻、二〇〇一年、八一―八二頁。なお、篠崎香織の論文ではこの条例を「追放令」と訳しているが、本稿ではこれが海峡植民地政庁により制定された条令 (Ordinance) である点を強調するため、この訳語を当てた。

- (28) CO273, 256, 7263, "Kang Yu Wei."
- (29) CO273, 256, 8760, "Kang Yu Wei."
- (30) CO273, 264, 5039, "Chinese refugee, Kang Yu Wei," Matthew, H. C. G. and Harrison, Brian Howard (eds.), *Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford : Oxford University Press, 2004, v. 10, pp. 761-776.
- (31) *Straits Times*, 17th February, untitled article, 23th February, 1900, "Kwang Hu Wei."
- (32) *Straits Times*, 21th March, untitled article.
- (33) *Straits Times*, 22th March, 1900, "A Joke Played on the World," 22th March, 1900, "A Governor" s Joke."
- (34) *Straits Times*, 23th March, 1900, "Kwang Hu Wei, the Proceedings of Yesterday Afternoon."
- (35) *Straits Times*, 24th March, 1900, "Of Kwang Hu Wei."
- (36) *Straits Times*, 26th March, 1900, "Of Kwang Hu Wei."
- (37) 故宮博物院明清檔案部、福建師範大學歷史系(編)『清季中外使領年表』北京：中華書局、一九八五年、二二頁、湯志鈞『戊戌變法人物伝稿』北京：中華書局、一九八二年、一八七—一九一頁。CO273, 264, 17130, "Kang Yu Wei."
- (38) 『叻報』一九〇〇年三月二十四日「不得不言」。
- (39) *Straits Times*, 5th April, 1900, "Trouble in North China."
- (40) *Straits Times*, 7th April, 1900, "An Inaccuracy."
- (41) 『天南新報』一九〇〇年四月七日「蒼蠅有聲」。
- (42) 『叻報』一九〇〇年二月十七日「被累伝聞」、一九〇〇年四月九日、「適從何來」。
- (43) 管見の限りでは、清朝が康有為に刺客を派遣したことを明確に示唆した史料の証拠は存在しない。刺客の派遣自体が単なる噂に過ぎなかった可能性も高いと思われるが、実際に刺客が派遣されていたとしてもそのことが公的な行政史料に記載される可能性は低く、これが事実でないとは断言することも難しい。そのため、簡単な表記を行うに留めた。
- (44) *Straits Times*, 22th June, untitled article.
- (45) 馮自由『中華民國開国前革命史』台北：世界書局、二〇一一「初版一九二八」年、第二卷、九八頁、馮自由「前掲書」一九四一年、第三集、一七九頁、第六集、一六三頁。
- (46) Yen Ching Hwang, *op. cit.*, 1995, p. 215, Yong, C. F. and McKenna, R. B., *op cit.*, 1990, p. 8.
- (47) CO273, 257, 27346, "Banishment of Certain Japanese," CO275, 61, *Annual Departmental Report of the Straits Settlements for the Year 1900*, p. 111, *Straits Times*, 12th July, 1900, "Two Japanese Arrested."
- (48) CO273, 264, 22296, "Chinese Reformers."
- (49) このような後年に刊行された個人の回想録は、その史料の信憑性に問題が存在する場合が多々存在するが、この書籍は刊行時期（初版は一九〇二年）が極めて近く、さらにこの中のシンガポールでの逮捕に関する記述が他の同時代史料の記述との整合性があり、史料の信憑性がある程度担保されていると判断したため、史料として採

用した。

- (50) 宮崎寅蔵『三十三年の夢』国光書房、一九〇二年、一四三―一五五頁。
- (51) 同右、一九四―一九六頁。
- (52) 同右、一九九―二〇三頁。
- (53) 原文では「太守」と表記されており、植民地政庁の知事 (Governor) を指すものと解した。
- (54) 宮崎寅蔵、一九〇二年、前掲書、二〇五―二二七頁。
- (55) 陳楚楠「晚晴園与中国革命史略」『東南亜研究学報』一(一)、シンガポール・新加坡大学歴史系、一九七〇年、五一―五二頁。
- (56) 沈芝盈、前掲書、一九九二年、八一頁、張克宏、前掲書、二〇〇六年、四七―四九頁。
- (57) *Straits Times*, 3rd August, 1900, untitled article.
- (58) 具体的には、本稿注釈七にて挙げた研究がそのまま当てはまる。
- (59) このような多様な文化・社会・政治運動としてのナシヨナリズムとその中での「ネイションとしての華人」という概念の利用・普及について、筆者は以前に執筆した拙論文(持田洋平、二〇一二年、前掲論文)において、一八九八年の辯髪切除活動とその後華人社会内の混乱という事例を通して議論した。